

分倍河原駅周辺地区まちづくり誘導計画（案）の縦覧について

府中市地域まちづくり条例（平成15年9月条例第18号）第9条の4第1項の規定によりまちづくり誘導計画の案を次のとおり縦覧します。

なお、府中市地域まちづくり条例第9条の4第3項の規定により、まちづくり誘導計画の案について意見を有する者は、府中市長に対し、意見書を提出することができます。

令和8年3月3日

府中市長 高野 律 雄

- | | |
|----------------------|--|
| 1 名 称 | 分倍河原駅周辺地区まちづくり誘導計画（案） |
| 2 位置及び区域 | 府中市片町二丁目、片町三丁目、美好町三丁目及び分梅町一丁目の各一部 |
| 3 縦 覧 場 所 | 府中市役所府中駅北第2庁舎7階都市整備部計画課事務室 |
| 4 縦 覧 期 間 | 令和8年3月3日から同年3月17日まで |
| 5 意 見 書 の
提 出 期 間 | 令和8年3月3日から同年3月23日まで
（郵送は必着） |
| 6 意 見 書 の
提 出 先 | 郵便番号 183-0056 府中市寿町1丁目5番地
府中市都市整備部計画課 |